

令和4年1月17日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 1 9 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和4年1月17日(月) 午前9時
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員

1 番	岡本 幸子 君	2 番	鈴木 喜義 君
3 番	中元 茂雄 君	4 番	下土井 進 君
5 番	榎本 正男 君	6 番	岩政 幸夫 君
7 番	寺西 久美子 君	8 番	原田 淳一 君
9 番	吉弘 功 君	10 番	大崎 正男 君
11 番	勝本 澄人 君	12 番	齋藤 貴之 君
13 番	宮本 三雄 君		
- 4 欠席委員
- 5 説明のため出席した者

事務局長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君
- 6 記事ならびに議事録調整者
職 員 伊藤 義人 君

会議に付議した事項

- 議案第 86 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 87 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

次長 松村君
(3条-2)

続きまして整理番号2番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積834㎡ 外8筆 合計田
面積9,444㎡ 畑 面積2,671㎡です。
利用状況は一毛作、休耕及び普通畑です。権利の種類は所有権の移
転です。
渡人は、体調不良となり、耕作管理が困難となったため、譲り渡すも
のです。
受人は、夫からの申し出に応じ、耕作管理するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ約1.1km付
近一帯の距離にある、●●及び●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地
域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項
各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきまして、●●委員。

●番 ●●君

整理番号1番ですが、1月の6日に関係委員及び事務局と現地を確
認いたしました。特別問題はないという判断をいたしましたので、
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、整理番号2番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

この案件につきましては、ご主人名義の土地を奥さんの名義に変え
るということで、ちょっと私も理解に苦しむところはあるんですが、当
人同士非常に意思の堅いということ、それと耕作状況も今までと何ら
変わることはないということのようですので、特に問題はないという
ふうに判断しております。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番及び2番 議案第86号
につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない
方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第86号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第87号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外3名（田 2, 227.12㎡ 畑 309㎡）から別
紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第
5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見
を求めます。

令和4年1月17日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
（5条-1） 整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,812㎡の内4.54㎡
外1筆 合計 田 6.12㎡です。

受人は、●●で建設業及び不動産業を営む法人で、●●日付け、柳農
委第●●号で宅地分譲2区画、●●号で資材置場の転用許可を取って
おりましたが、この度、宅地分譲の需要の増加に伴い、宅地分譲8区画
で設計変更し、事業計画の変更申請と合わせて、増えた面積部分の転
用申請となりました。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約2.8kmの距
離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内
の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基
準」について審査した結果適当と考えます。

なお、許可については、開発許可と同時施行といたします。

次長 松村君 整理番号2番でございます。
（5条-2）

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積227㎡です。

受人は、●●に居住する会社員で、駐車場を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約2 kmの距離にある、●●から西へ30 mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積534㎡ 外1筆 合計田 534㎡ 畑 82㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、駐車場及び進入路を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ540 mの距離にある、●●から東へ30 mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10 ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-4)

続きまして整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,687㎡です。

権利の種類は、地上権の設定です。

借人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積434.61㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

貸人は、借人の要望に応じ、貸し付けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ2.4 kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号4番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10 ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番と2番につきましては、●●委員。

●番 ●●君

1番2番でございますが、1番につきましては、●●から200メー

トルくらい上に上がったところの右側でございまして、宅地の分譲の申請でございまして、許可基準の諸事項に対しまして全く問題はございませんし、現況を見ましても特別な問題はございませんので、こちらの方も皆さん方のご審議をお願いしたいと思います。それから2番目につきましても、●●で駐車場を作りたいということで、基準に適合しておりますので、これも合わせまして皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番から2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号3番につきまして、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 3番ですが、申請地は受人が太陽光発電を行っております敷地のすぐ隣で、その管理を行うための駐車場及び進入路というような形になっております。また、関係する近隣の土地の所有者には通行の承諾を得ている旨の報告を受けております。ご審議のほどよろしく願います。

議長 宮本君 整理番号3番について、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号4番について、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 整理番号4番ですが、1月の7日に事務局の担当の方と地元委員3人で現地を調査いたしました。ただ今、事務局より詳しい説明があったとおりでして、場所は●●の前で●●を渡った三方を住宅で囲まれた土地で、昨年暮れに新しく宅地の悪水を処理する水路ができて、今のところ何の問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 宮本君 整理番号4番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番から4番 議案第87号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない

方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第87号につきましては、可決・承認と決めます。

それでは、以上をもちまして総会の方は閉会とします。

(閉会 午前9時19分)